

歴史への関心は、お金持ちの暇潰しで貧乏人には関係無し？

好奇心は、銭のあるなしに関係無く、誰にでもあると・・・

生活保護制度についても、歴史を知れば、活用しやすくなる？

最近の夜間学校ニュースは、現実の生活とは少し縁の遠い、明治・大正時代の話が続いたせいか、ついに「こんなことばかり書いていいな、よほど、お金と暇があるんやろ」と言われてしまいました。

マア、確かに、暇はソコソコあるのですが、お金の方は、さっぱりです。でも、人の好奇心というものは、銭のあるなしに関係無く、それぞれの人の中に存在しているのではないのでしょうか。生活に直接関係のないものほど、面白いとも言います。

それでは、古い昔の話は、現代には何の値打ちもなく、現実の生活に全く関係が無いのかというと、そうではないと思っています。

現在の生活保護制度は、「恩恵」ではなく「権利」なのですが、「生活保護を受けること、お上の世話になることは、情けないこと、恥ずかしいこと」と思っている人が沢山います。それが、なぜかは、歴史が教えてくれます。明治・大正・昭和前期の時代には、国・政府が、「貧困」は個人責任であり、親兄弟・親族・近隣で助け合って当然という考えを掲げ続けていました。

どうしても縁者のない高齢者・幼児・重い病人・障がい者だけを、特別の情けを以て救護する、その救護水準は、並みの困窮者よりも低く維持するとされてきました。住居を失った元氣な困窮者は、「浮浪者」として、警察の追い払い、取り締まりの対象とされていたのです。これらのことは、昔の新聞記事や雑誌を読むことで知ることができます。

肉親の扶助・経済的援助を頼ることが最優先であったので、困窮者としてお上に把握されることは、肉親其の他に精神的負担や経済的迷惑を掛けることを意味していました。「生活保護を受けること、お上の世話になることは、情けないこと、恥ずかしいこと」という考え方は、その時代に定着したのだといえます。

時代や法・制度は変わったのですが、残念ながら「扶養義務者調査」は残っています。ただし、時代の変化・生活形態の変化に応じて、ほとんど形式的なものになっています。釜ヶ崎でも、多くの人が生活保護制度活用しているという事実が、昔とは違うことを示しています。今の時代を生きるには、今の時代に即した考え方に基づいて生活を考える必要があります。生保は恥ではありません。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市の更生相談所にてできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。